

令和元年6月10日現在

機関番号：34504

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13426

研究課題名（和文）原発立地地域等における中長期的避難・受け入れ計画の構築に向けた研究

研究課題名（英文）Constructing Mid-term and Long-term Evacuation Plans and Acceptance Plans from Areas with Nuclear Power Plant

研究代表者

野呂 雅之（NORO, Masayuki）

関西学院大学・災害復興制度研究所・教授

研究者番号：40755873

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：福島原発事故を受けて見直された原子力規制について、原発事故時に「最後の砦」といわれる自治体の住民避難計画及び被災住民の避難先となる自治体の受け入れ態勢の課題を解明し、実効性のある避難計画策定に関する提案をすることが本研究の目的である。避難計画策定の経緯が住民に開示されない実態や策定手続きの問題点を、国会の資料や情報公開制度に基づいて明らかにした。さらに、原子力災害対策重点区域にある156自治体の住民避難計画を収集・分析し、避難先となる全国770自治体を割り出して受け入れ計画の策定状況を調査し、法改正等への提案に繋げた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

原発の建設・稼働に関して国際原子力機関が要件としている深層防護の第5層は住民の避難計画であるが、福島原発事故後に見直された原子力規制では第5層は再稼働等の要件から除外された。なし崩し的に原発の再稼働が進められる中で、避難計画について制度設計時の議論から再点検する必要があるとの視点で、本研究では第5層を除外した経緯や避難計画の制定手続きにおける問題点を摘出し、改めて国会で解明すべき論点を提示した。避難者の受け入れ計画に関する全国調査は初めてであり、避難計画だけでなく受け入れ計画の実行可能性についての論点も提示することができた。

研究成果の概要（英文）： The purpose of this research is to recommend an effective evacuation plan. We clarified the problems of the nuclear disaster prevention system built after Fukushima nuclear accident, in regards to both the evacuation plan of the local government hit by the nuclear disaster and the acceptance plan of the local government to which the affected residents will evacuate. From information obtained through National Assembly documents and information disclosure system, problems on procedures to formulate plans and the problematic situation of the process not being disclosed the public were identified. The research also collected and analyzed evacuation plans from 156 local governments in the nuclear disaster countermeasure priority areas and investigated the process to formulate acceptance plans of 770 local governments which will be evacuation destinations. Through this research, law reform and other measures will be suggested.

研究分野：災害復興学

キーワード：原発 避難計画 深層防護 第5層 受け入れ計画

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

東京電力福島第1原発の事故を受けて、民主党政権下で2012年9月に決定された「革新的エネルギー・環境戦略」では「2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる施策資源を投入する」としていたが、その年末に発足した第2次安倍政権においては原発を重要なベースロード電源と位置付け、原発推進政策に大きく舵を切った。

一方、福島原発事故を契機とした原子力規制の見直しに伴い、新たに発足した原子力規制委員会によって、原子炉の設置許可の基準に過酷事故(シビアアクシデント)対策を含める新規規制基準が2013年7月に施行された。最新の規制が既存施設に適用されるバックフィット規制も導入されたため、福島原発事故後に「原発稼働ゼロ」の状況を迎える中で、電力事業者が原発を再稼働させるには新規規制基準への適合性審査を受けることが必要となった。

それと同時に原子力防災体制も見直され、原子力災害が発生した場合に住民への防護措置を効果的に行うため、原子力規制委員会によって原子力災害対策指針が定められた。この指針及び国の防災基本計画に基づき、原発から概ね半径30km圏は原子力災害対策重点区域とされ、重点区域の地方自治体である21道府県と135市町村には緊急時における住民の避難計画を策定することが義務付けられた。

住民の避難計画は事故が起きた際に被ばくを防ぐ「最後の砦」ともいわれ、国際原子力機関(IAEA)が採っている「深層防護」(第1層~第5層)の考え方でいえば第5層にあたる。原子力規制委員会はそうした深層防護の考え方を採り入れたというが、第5層にあたる避難計画を適合性審査の対象に組み入れていない。

自治体による避難計画の策定は原発の再稼働の法的な要件にはなっておらず、政府も自治体の避難計画を了承するだけで、計画の妥当性や実行可能性を審査して判定する法令上の仕組みがない。いわば自治体に丸投げされた避難計画によって、緊急時に住民の被ばくを防ぐことができるのか。本来は原発を再稼働させる前に避難訓練を繰り返し、避難計画の実行可能性を検証して修正を重ねるべきである。

しかし、避難計画の検証が十分とはいえない状況下で原子力規制委員会の審査が進められ、九州電力川内原発の1号機が2015年8月に新規規制基準のもとで初めて再稼働し、10月には2号機が続いた。さらに、翌2016年1月から2月にかけて関西電力高浜原発の3号機、4号機が相次いで再稼働し、なし崩し的に再稼働が進められることになった。

こうした避難計画をめぐる問題に関しては、原子力規制委員会が再稼働の審査を進める中、交通面等から避難計画の実行可能性を疑問視する論者が学会誌や雑誌等に相次いで掲載された【1】【2】【3】【4】【5】。また、参議院調査室の「立法と調査」や国立国会図書館の「調査と情報」でも、原発再稼働をめぐる避難計画等に関する調査報告がなされた【6】。

原発事故による避難生活の実相を把握するため、野呂が主任研究員を務める災害復興制度研究所では、避難・疎開研究会を立ち上げて避難者の生活意識調査に乗り出した。2014年には福島県内の仮設住宅や「みなし仮設住宅」に居住する浪江、双葉、大熊、富岡4町の避難者を対象に「新しいまちづくりを考えるアンケート」を実施し、2015年には近畿6府県に居住する東北・関東からの避難者を対象に生活意識を調査した。

研究開始当初はそうした先行研究や本研究所の調査の結果を踏まえ、避難計画が再稼働の要件に組み入れられなかった経緯等を解明するとともに、避難先となる自治体の受け入れ態勢の課題を抽出・分析し、福島原発事故において現在進行形でなお続く避難者の生活再建の手立てを提示する必要があった。

【1】上岡直見,2013,「災害時避難とクルマ社会;脱原発こそ「国土強靱化」『えんとろびい』エントロピー学会誌(74),pp10-15

【2】 杉谷健太,2014,「「穴だらけの避難計画」が突きつけるもの」『世界』(862),pp176-180

【3】上岡直見,2014,「原発避難計画は機能するか(特集 脱原発:その日に向けた一歩に)」『社会運動』(413),pp39-43

【4】佐藤正幸,2015,「国の原子力防災訓練であきらかになった避難計画の現実離れ(石川県)(再稼働阻止・原発ゼロ実現へ)」『議会と自治体』(202),pp43-51

【5】末田一秀,2016,「基調講演 検証 若狭の原発の避難計画(2014年秋の研究集会特集 シンポジウム 原発再稼働、どこが問題か?)」『えんとろびい』エントロピー学会誌(77),pp61-67

【6】「原子力発電所の新規規制基準の策定経緯と課題」『立法と調査』(344),pp131-144,2013

「原子力防災の課題と取組み」『調査と情報』(803),2013

「新規規制基準適合性審査と避難計画策定をめぐる経緯と課題」『立法と調査』(357),pp87-93,2014

「新規規制基準と原子力発電所の再稼働」『調査と情報』(840),2015

2. 研究の目的

ひとたび過酷事故が起きれば、広域に及ぶ避難は長期化し、住民の生活や健康に重大な影響を及ぼすことは福島原発事故で経験している。

災害復興制度研究所が実施した福島4町の避難者と関西の避難者の調査結果を比べると、福島4町は半数以上が男性で60歳以上が7割を占めるのに対し、関西では7割以上が女性で20歳~40歳が6割にのぼった。生産年齢(20歳~50歳)をみても、福島4町は3割に満たないのに対し、関西は7割を占めており、関西へは低線量被ばくを避ける若い階層の母子避難が多

い実態が見てとれた。

地震・津波による被害状況をみると、関西避難者は全壊、大規模半壊を合わせて20%、半壊まで入れても31%だった。阪神・淡路大震災の被災者が入る復興公営住宅で2001年に調査した結果では、回答者の8割が全壊判定だったのに比べると、関西避難者では家屋被害の占める割合が小さく、家が無事でも長期避難を強いられる原発災害の特徴が明確に表れた。

国や福島県は復興加速化策を打ち出して、原発避難者の早期帰還を推し進めるが、関西の避難者で福島出身者の7割は住民票を関西に移しており、避難者の意向と政策との乖離も見てとれた。福島県の住宅支援が先細る中で不安定な居住を続ける人が6割、安定していない仕事に就いている人が7割と多く、震災から5年経ってもなお支援を求める声は強かった。

実際、避難指示を解除した地域の帰還率は1~4割にとどまり、調査でも明らかになったように遠隔地に避難した人たちにも展望のない長期避難が続いている。避難生活で体調を崩して亡くなったり、自殺に追い込まれたりする「震災関連死」は福島県で2250人（復興庁2018年9月30日）にのぼり、地震や津波の影響による「直接死」の1614人（警察庁2018年12月10日）を大きく上回っている。「原発事故関連死」ともいわれ、避難生活が長期化する原発事故の深刻さを浮き彫りにしている。

全国の原発立地地域では避難計画の策定が進められているが、そうした現状を分析する限り、緊急避難的な対応策だけでは不十分である。そのため、中長期的な避難計画・受け入れ計画のモデル構築が大目標であるが、次のポイントを当面の目的とした。

- (1) 原発立地地域である全国13地域の原子力災害対策重点区域にある自治体の避難計画をすべて収集・分析し、具体的な問題点を抽出したうえで、現行制度の改善に繋がる提言をする。
- (2) 避難計画策定の手続きや原子力災害対策指針の策定経緯を検証し、現行の原子力防災体制の法的課題を明らかにする。
- (3) 原発立地地域の住民の避難先となる自治体を避難計画に基づいて洗い出して、受け入れ計画の策定状況を全国調査し、受け入れ態勢の実情を明らかにする。
- (4) 核被害を受けて地域再生に取り組んでいる海外事例を調査・研究する。

3. 研究の方法

(1) 原発立地地域調査：原発から概ね半径30km圏の原子力災害対策重点区域の21道府県と135市町村の避難計画を収集・分析したうえで、課題等がみられた自治体に聴き取り調査をした。

(2) 文献等調査・情報公開請求：避難計画策定の手続きや原子力災害対策指針の策定経緯に関して、国会や原子力規制委員会の議事録等を分析し、情報公開制度を利用して問題点の解明にあたった。

(3) 受け入れ自治体調査：原発立地地域の21道府県・135市町村の避難計画を分析し、住民の避難先の受け入れ自治体を割り出して、全国調査によって受け入れ計画（マニュアル）の策定状況を調査・分析した。

(4) 海外事例研究：チェルノブイリ原発事故から5年後にできた「避難の権利」を保障したチェルノブイリ法。米国の水爆実験で居住環礁が汚染、現在も「仮の島」に住むマーシャル諸島のロンゲラップ共同体。核被害を受けた海外の先行事例として、自己決定権を保障した法制度や避難者の地域再生の取り組みを調査した。

4. 研究成果

(1) 原発立地地域調査：再稼働後も避難計画を未策定

避難計画の策定は、原発の再稼働に必要な適合性審査の要件ではないが、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法では重点区域の道府県と市町村に策定が義務付けられている。避難計画策定や要援護者対策を進めるため、政府の原子力防災会議（議長・内閣総理大臣）は2013年9月、原発の立地する13地域ごとに避難計画の具体化について支援することを決めた。この決定に基づいて内閣府は2015年3月、全国の13立地地域ごとに国の関係省庁や当該地域の自治体に参加する「地域原子力防災協議会」を設置し、その元に避難計画の策定支援や広域調整を検討する「作業部会」を置いた。避難計画は実質的に作業部会で取りまとめる。

立地地域の自治体の避難計画については、それぞれの協議会で国の防災基本計画及び原子力災害対策指針に照らして具体的かつ合理的な内容であることを確認し、立地地域全体の「緊急時対応」として取りまとめ、政府の原子力防災会議に報告する。原子力防災会議がこれを了承すると、地元同意の手続きを経て、電力事業者が原発を再稼働することになる。

原子力災害対策重点区域の21道府県と135市町村を対象に2016年度から避難計画の策定状況を調査した。その結果、原発の再稼働に向けて、すでに地域原子力防災協議会で当該地域の「緊急時対応」を取りまとめているながら、避難計画を策定していない自治体があった。

2015年8月、川内原発が再稼働し、福島原発事故後に一時続いた「原発稼働ゼロ」の状態が終わったが、調査によって鹿児島県は避難計画を策定していないことがわかった。未策定の理由について、鹿児島県は「地域防災計画を避難計画に位置付けている」と回答した。

鹿児島県と同様に未策定の自治体にヒアリングしたところ、その言い分は佐賀県（玄海原発）「地域防災計画で避難計画の策定の考え方を定めており、これを踏まえて県内の重点区域の市町等において避難計画を策定されている」、長崎県（玄海原発）「住民の避難行動計画等はそれ

ぞれ実情が異なるので、関係する自治体が直接作成している」というものだった。上記のように災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づいて県も避難計画の策定を義務付けられているが、市町村が策定すれば事足りるという姿勢である。

避難計画の策定状況については、防災白書に市町村のみ掲載されているが、道府県には言及していない。平成30年版の防災白書によると、重点区域の135市町村のうち2018年3月現在で策定済は113市町村。13立地地域ごとにとみると、泊、東通、女川、柏崎刈羽、志賀、島根、玄海、川内の8地域と福井エリアではすべての市町村で策定済だが、東海地域では対象の14市町村のうち策定済は3自治体に留まっている。

(2) 文献等調査・情報公開請求

作業部会の議事録は「なし」

原発の再稼働後も避難計画を未策定の自治体の存在がわかり、避難計画を実質的に取りまとめている立地地域の「作業部会」で、未策定の自治体の取扱いについてどのような議論がなされたのかを調べた。内閣府のホームページで公開されているのは立地地域ごとの作業部会の「議事概要」のみで、議論の内容がわからないため、全国13立地地域の作業部会の議事録について情報公開請求をした。

これに対して、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は行政文書不開示決定をしたが、その理由は「開示請求に係る文書について、内閣府ホームページに掲載されているものを除き、これらを作成、取得しておらず、保存していないため」としている。要するに議事録は作成していないということである。

避難計画は過酷事故が起きた際に住民の被ばくを防ぐ「最後の砦」ともいわれ、当事者である重点区域で暮らす住民にとっては、どのような経緯で避難計画が策定されたのかを知ることのできる機会は確保されるべきである。

公文書の管理に関する法律では、第4条で「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない」と定め、作成義務のある文書については同条4項において「複数の行政機関による申し合わせ」を挙げている。

「処理に係る事案」としては原子力災害時の住民の避難計画であり、「軽微なものである場合」には当たらない。さらに、作業部会には国の関係省庁や道府県、市町村という複数の行政機関が参加しており、第4条4項の規定に当てはまるため不開示決定に対する不服審査請求をしたが、棄却された。その理由は、一言でいえば「意思決定に至る過程は議事概要で検証できる」ということであった。

しかし、議事概要には作業部会の開催日時、場所、出席者、議題、概要が記載されているだけで、「意思決定に至る過程は議事概要で検証できる」とまではとても言えない。

例えば原子力防災訓練を受けて、川内原発の「緊急時対応」について協議した作業部会（2018年1月22日開催）の議事概要をみると、概要には「内閣府から川内地域の緊急時対応」の改定案について説明し、改訂内容について関係機関と協議を実施した」としか記載されておらず、これでどのようにして「意思決定に至る過程」を検証できるというのだろうか。

過酷事故の発生時、住民の健康を守るのが避難計画であり、当該の住民がどのような経緯で避難計画を策定できたのか知る術もないというのは明らかに問題である。作業部会に参加しているある自治体の担当者に尋ねたところ、作業部会では配布資料も会議後に回収するという「保秘」の徹底ぶりだ、そこまでして何を隠そうとしているのか。避難計画策定の経緯に関しては、住民の安全を守るという観点からも国会で取り上げて解明すべき課題である。

委員長の国会答弁 規制委は根拠「確認できない」

住民の被ばくを防ぐための避難計画は深層防護の第5層にあたるが、原子力規制委員会は福島原発事故後に過酷事故対策を適合性審査の対象にしたものの、第5層は審査の対象に組み入れなかった。

避難計画の課題については、国会で何度も取り上げられており、衆参両院の会議録を読み込んで、国会での議論を検証した。

第5層の議論が深まったのは2015年7月8日開会の参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会で、吉良よし子委員と原子力規制委員会の田中俊一委員長の質疑である。吉良委員は避難計画を原発の許認可要件にすることを規制委員会で検討、議論はしたのかと質問した。

これに対して、田中委員長は「新しい指針を策定するに当たって、そういったいわゆる深層防護という第5層のところまで含めるかどうかということについては私どもでも議論しましたし、関係部門ともいろいろ話をさせていただいて、第5層の避難計画については、これはやっぱり地域が中心になってやる方がいいという結論に至っているということでもあります」と答弁した。

自治体による避難計画の策定を原発の再稼働の法的な要件に加えるかどうか、原子力災害対策指針を策定するに当たって検討した結果、原子力規制委員会で要件に加えないことを決定したという趣旨の発言である。

米国では避難計画を原発の許認可要件にしており、避難計画に実効可能性がないと判断されて、建設済の原発が稼働できないまま廃炉になったケースもある。福島原発事故後、原子力規制委員会は深層防護の過酷事故に対応する第4層を新たに許認可要件に加えたが、第5層を組

み入れなかった詳しい経緯についてはほとんど明らかになっていない。田中委員長の当該発言は重要であり、避難計画を許認可要件に加えなかった議論の経緯を詳しく検証する必要がある。

原子力規制委員会は発足時に組織理念を掲げ、5項目の活動原則の一つ「透明で開かれた組織」では、「意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する」と公約している。したがって、田中委員長の国会答弁の根拠となる会議等の議事録は公開されているはずであり、原子力規制委員会の議事録をすべて調べたうえで、事務局に問い合わせ、田中委員長発言の根拠が記載されていると提示された公開資料を調べたものの当該発言の根拠となるものは見つからなかった。

そのため、改めて原子力規制委員会のホームページにある「御質問」欄を通じて「国会における田中俊一委員長（当時）の答弁の根拠に関する資料の提示」として、「私どもで議論しました」とあるのは原子力規制委員会のどの会合で、どのような議論がなされたのか、具体的な会合名と議事録の提示「関係部局ともいろいろ話をさせていただいて」とあるのは、いつ、どの関係部局と話をしたのか、その際の議事録あるいは議事概要の提示の2点について回答を求めた。

これに対して、原子力規制委員会事務局からは「2件につきまして、改めて公開している議事録及び議事概要を確認しましたが、具体的な会合名や議事録、議事要旨を確認することはできませんでした」との回答があった。

自治体による避難計画の策定は原発の再稼働の法的な要件に加えるかどうか、その経緯に関する議論の内容は、福島原発事故を契機に見直された原子力規制の根幹をなす決定に直結する。国会における委員長発言の根拠が確認できないというのは重大な問題であり、深層防護の第5層である避難計画をめぐる原子力規制について改めて国会の場で解明すべきである。

(3) 受け入れ自治体調査：受け入れ計画策定は11%

避難先であっても人々の暮らしに「仮の生活」というものはない。避難先での生活環境を整えるため、原子力災害対策重点区域からの避難計画だけでなく、避難先の自治体における避難者の受け入れ計画（マニュアル）も重要である。

しかし、受け入れ計画の策定は捗っておらず、例えば関西電力高浜原発の再稼働時に受け入れ計画を策定していたのは、広域避難先に指定されている4府県56市町のうち7市にとどまっていた（朝日新聞2016年1月25日）。

避難先の自治体の受け入れ計画は法令による定めはないが、広域避難する住民の避難先の自治体を事前に決めて、避難元と避難先の自治体が平常時から連携しておくことが必要である。

原発の再稼働が進む中、内閣府は2016年3月になって「原子力災害発生時における避難者の受け入れに係る指針」を策定した。避難元市町村との協議、避難所の周辺住民への周知・運営責任者の指定、必要な物資の備蓄、避難退避時検査及び簡易除染の通過証の確認、避難車両の一次保管場所の選定、「避難予定者名簿」の策定・提供体制などを盛り込んでいる。指針は行政の内部基準であり法的拘束力はないが、国は避難先の自治体に受け入れ計画の策定を求めている。

原発立地地域調査によって、重点区域にある21道府県と135市町村の避難計画を分析し、当該地域の住民が市域外に避難する避難先自治体を割り出したところ、避難先は770自治体にのぼることがわかった。災害復興制度研究所では、避難先の770自治体を対象に「原子力災害時の避難者受け入れマニュアル（計画）の策定に関する調査」を実施した。

対象となる770自治体に調査票を郵送し、郵送とメール、ファクスで回答を求めたところ、343自治体（44.5%）から回答があった。西日本にある5原発の9基が再稼働しているが、回答のあった自治体で受け入れ計画を策定済みは11.1%（38自治体）にとどまり、「策定作業中または今後策定する予定」という自治体は5割（171自治体）。一方で、「策定する予定はない」という自治体が37%（127自治体）にのぼった。

「策定する予定はない」という自治体に対し、その理由を尋ねたところ、自然災害時の避難所運営マニュアルを準用するという回答が散見されたが、自然災害では避難時の放射能検査や除染等を行うことはなく、原子力災害の特殊性の理解が深まっていない実態が浮かんた。職員数の不足や原子力災害に対するノウハウ不足を挙げる自治体も多くみられ、「受け入れマニュアルの策定を求められていることを知らなかった」という自治体も複数あった。

福島原発事故の現状を踏まえても、避難先での生活が長期化することは避けられないが、避難者の受け入れ期間については「概ね2ヶ月を上限」が10.5%、「概ね半年を上限」が3%、「まだ決めていない」が64%。また、東日本大震災では地震・津波と原発災害が同時発災だったが、「同時発災を想定している」は38%にとどまり、「同時発災は想定していない」が42%と上回った。

内閣府が指針を策定してから3年が経過しているが、受け入れ計画の策定は思ったように進んでいない現状が明らかになった。原発の再稼働を急ぐ余り、避難者の受け入れ態勢の整備は後回しになり、指針の運用も自治体任せである。

実効可能性のある受け入れ計画を策定するのであれば、政府はまず福島原発事故による避難生活の実態を全国規模で悉皆調査し、いわゆる「自主避難」を含めて避難者の全容を把握しなければいけない。現実に行き詰っている原発避難における課題を分析し、その課題の解決につながるような受け入れ計画を政府主導で策定すべきである。逆にそれができないのであれば、原発の再稼働は進めるべきではない。

(4) 海外事例研究：核被害による長期避難の実相

東日本大震災から5年が過ぎてなお、福島原発事故で福島県から全国に4万人を超える被災者が避難を続けている中、海外の被害地から汲み取るべき教訓をと何かを考えるシンポジウム「核被害による長期避難の実相～チェルノブイリとマーシャル諸島に学ぶ」を2016年6月に開催した。シンポジウムは研究者による二件の報告をもとに、会場との質疑によって議論を深め、報告等を冊子にまとめた。

まず「チェルノブイリ30年後の『移住権』と『居住者の権利』～二者択一を超えて～」と題して、ロシア研究者の尾松亮氏（災害復興制度研究所研究員）が報告した。チェルノブイリ原発事故から5年後の1991年、原発事故被災者の移住の権利も含めて国が補償することを認めたチェルノブイリ法がウクライナ、ロシア、ベラルーシでそれぞれ制定された。チェルノブイリ法では三つの基準に基づき、その基準のどれかに当てはまれば汚染地域（避難と退去が行われた地域、年間の追加被曝量が1mSvを超えると推定される地域、1平方メートルあたり37000ベクレルを超える土壌汚染のある地域）と認め、補償する。最も重要な原則である「1mSv基準」は法律に書き込んだうえで、移住を義務付ける地域、移住する権利も住み続ける権利も認めてサポートする地域、移住の権利まで認めないが汚染のリスクを認めてサポートや補償する地域と段階分けして、「移住」か「居住継続」か住民が自己決定できる権利を認めている。さらに「居住リスク補償」という考え方を採り、健康被害がでていなくても、汚染地域で暮らすリスクに対して補償する。これに対して日本は「20mSv基準」であり、「自主避難」の言葉にみられるように移住か居住継続か自己決定権が保障されていない。チェルノブイリ法が事故5年後にできたことを考えると、新たな立法の可能性を考える必要がある。

続いて、「マーシャル諸島・核実験避難島での生活再建」と題して、中原聖乃氏（中京大学社会科学研究所特任研究員）が、1954年3月1日に米国の実施したビキニ環礁での水爆（ブラボー）実験で「死の灰」を浴びて被曝、島外に移住したマーシャル諸島ロンゲラップ共同体について報告した。島民は水爆実験で急性放射線障害が出て3日後に米軍基地に収容され、別の環礁で3年暮らした後、米国の安全宣言を受けてロンゲラップ環礁に戻った。しかし、健康被害が相次ぎ、1985年にメジャト島に再移住を強いられた。米国は1996年から除染を進めているが、島民はまだ故郷に戻ることができず、避難先のメジャト島で暮らしている。島民たちは2000年代に入ってから、メジャト島でロンゲラップ環礁の特産だったタコノキの植林を始めた。その実でつくる伝統的保存食を復活させたことで、ソウルフードによってアイデンティティーを取り戻し、贈与関係のネットワークにより参加できるようになった。水爆実験から60年、メジャト島に再移住して30年余、ロンゲラップ環礁に定住はまだできないが、足を運ぶことはできるためアクセス権を残しながら、贈与関係のネットワークができたメジャト島で生活を立て直している。メジャト島が「第二の故郷」になる過渡期を迎えており、長期に及ぶ核被害による避難生活では、アイデンティティーを取り戻す重要性を学び取ることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

野呂雅之、原子力災害における自治体の避難計画・受け入れ計画の課題と展望、災害復興研究、第11号、2019、査読無

野呂雅之、自治体の避難計画の現状と課題、環境と公害、第47巻第2号、2017、査読無、pp27-32

山中茂樹、復興曲線があぶり出す原発避難者の7年目 寄り添う支援を「見える化」する調査手法の確立めざして、災害復興研究、第9号、2017、査読無、pp33-46

山中茂樹、福島県内外の原発避難者アンケートからみた復興加速化策の問題点を考える、災害復興研究、第9号、2017、査読無、pp81-103

田並尚恵、東日本大震災における県外避難者の諸相 近畿と岡山の避難者調査を中心に、災害復興研究、第9号、2017、査読無、pp105-115

〔学会発表〕(計1件)

野呂雅之、原子力災害における自治体の避難・受け入れ計画の現状と課題、第35回日本環境会議40周年記念神戸大会、2019年3月3日、神戸大学

6. 研究組織

研究協力者

研究協力者氏名：山中 茂樹

ローマ字氏名：YAMANAKA, Shigeki

研究協力者氏名：田並 尚恵

ローマ字氏名：TANAMI, Hisae

研究協力者氏名：山 泰幸

ローマ字氏名：YAMA, Yoshiyuki

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。